資料３

広島高速道路の大規模修繕等に関する技術検討委員会設置要綱

（令和７年８月 29 日）

（設置目的）
第１条　広島高速道路を将来にわたって健全に保つため、道路橋における大規模修繕等の考え方や、効率的な工法・修繕周期などについて、技術的な観点から検討すること目的として、広島高速道路の大規模修繕等に関する技術検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）
第２条　委員会の組織は、別表に掲げる委員で組織する。

（委員等の委嘱）
第３条　委員及び委員長は、橋梁に係る有識者から、広島高速道路公社理事長が委嘱する。

（委員会の運営）
第４条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。
２　委員会は、委員の２分の１以上の出席をもって成立する。

（委員等の任期）
第５条　委員等の任期は、委嘱開始日から令和８年３月末までとする。

（情報公開）
第６条　情報公開に関する必要な事項は別に定める。

（事務局）
第７条　委員会の事務局は、広島高速道路公社内に置く。

（その他）
第８条　本要綱に定めるものの他、委員会の運営に関する必要な事項は、その都度別に定める。

附則
この要綱は、令和７年８月 29 日から施行する。

別紙

広島高速道路の大規模修繕等に関する技術検討委員会　委員名簿

所属・役職	氏名	備考
広島大学　名誉教授	ふじい　かたし 藤井　堅	委員長
広島大学　教授	なからい　けんいちろう 半井　健一郎	
広島大学　准教授	おがわ　ゆうこ 小川　由布子	

（令和7年8月29日現在、敬称略）

広島高速道路の大規模修繕等に関する技術検討委員会の公開に関する取扱要領

（令和７年８月 29 日）

（趣旨）

第１条　この要領は、広島高速道路の大規模修繕等に関する技術検討委員会設置要綱第６条に基づき、広島高速道路の大規模修繕等に関する技術検討委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　会議は、これを原則公開し、本要領に基づき何人も会議を傍聴できるものとする。

（会議開催の周知）

第３条　事務局は、会議を開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、会議を開催する日の１週間前までに周知を図るものとする。

（会議の傍聴）

第４条　会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は、原則１０名とする。

（傍聴手続き）

第５条　会議の傍聴の申込みは、会議の当日、会議の開始予定時刻の３０分前から受け付けるものとする。

２ 傍聴者は、会議の会場の受付において氏名及び連絡先を備付けの書面に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

３ 前項の規定による受付は、先に会議場に到着した者から順次行うこととし、その数が定員と同数になり次第、打ち切るものとする。

４ 委員長は、会議の傍聴の申込みを行う者の数が定員を超えることが見込まれる場合であって、会議場の収容能力に余裕があり、傍聴席を増設することができると認められるときは、前条の規定にかかわらず、適宜、傍聴人の定員の増加に努めるものとする。

（傍聴者の入場）

第６条　傍聴者は、職員の指示に従い傍聴席に入場するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができない。

（１）凶器その他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物を携帯している者

（２）はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、メガホン、拡声器、写真機、ビデオカメラ、録音機その他の物で会議の妨害となる等の理由により会場に持ち込むことが不適当と認められるものを携帯している者

（３）はち巻、ヘルメット、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者

（４）酒気を帯びている者
（５）前各号に掲げる者のほか、会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると委員長が認める者

（傍聴者の遵守事項）
第７条　傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
（１）静粛に傍聴し、議事内容に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
（２）私語、会話その他騒がしい行為をしないこと。
（３）写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。
（４）携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。
（５）みだりに傍聴席を離れないこと。
（６）委員長及び職員の指示に反する行為をしないこと。
（７）前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（退場命令）
第８条　委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したと認めるときは、違反行為の中止を命じることができる。
２ 前項の規定によって違反行為の中止を命じられた者が、それに従わないときは、委員長 は、その者を退場させることができる。
３ 前項の規定によって退場を命じられた者は、当日の当該退場を命じられた会議を再び傍 聴することはできない。

（議事録の作成及び閲覧）
第９条　委員会の事務局は、次に掲げる事項を記載した議事の概要を作成し、広島高速道路公社保全管理部保全課にて閲覧に付すとともに、広島高速道路公社のホームページ上で公表するものとする。
（１）会議の名称
（２）日時
（３）場所
（４）出席した委員の氏名
（５）議題
（６）発言要旨
（７）その他必要と認める事項

附 則
この要領は、令和７年８月 29 日から施行する